

金融商品の販売等に関する勧誘方針

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

(平成 19 年 9 月 30 日変更)

(1) 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項

- ・ 当社は、お客様の名称、住所、資産の状況、資産運用の経験等をお聞きした上で書面に記録し、運用目的、資産状況等を十分把握した上、お客様の意向と実情に適合した取引勧誘に努めております。
- ・ 当社は、お客様の知識、経験及び財産の状況及び当社と金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして適当と考えられる商品をお勧め致します。
- ・ 当社は、商品をお勧めするに当たっては、お客様の知識、経験等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めております。

(2) 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項

- ・ 勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の取引勧誘に徹します。
- ・ 当社においては、法令・諸規則を遵守することはもちろん、合理的な根拠に基づき勧誘を行うよう努めております。
- ・ 当社においては、電話や訪問による勧誘は、お客様が迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付け下さい。
- ・ 当社においては、新聞広告、ホームページ等の表示については、コンプライアンス部で内容の確認を行い、適切な表示が行われるよう努めております。
- ・ 当社の営業時間は午前9時より午後3時までです。但し、お客様は、午後3時以降午後5時までの間、電話等により、当社担当者と取引に関しお話をすることが出来ます。

(3) その他勧誘の適正の確保に関する事項

- ・ 当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社内研修を行っております。お気づきの点がありましたら、コンプライアンス部までご連絡下さい。
- ・ お客様のお取引についてお気づきの点がありましたら、コンプライアンス部までご連絡下さい。
- ・ 当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研さんに努めております。
- ・ 当社においては、金融商品取引法等の法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めております。
- ・ 当社においては、お客様の判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めております。

以上